

# 令和 2 年度指導監査等の実施結果

児童福祉施設等

群馬県生活こども部生活こども課

－ 目 次 －

**I 指導監査**

1 指導監査の概要	.....	1
2 令和2年度児童福祉施設等指導監査実施方針	.....	3
3 一般指導監査の実施状況・結果	.....	4
(1) 一般指導監査の実施状況	.....	4
(2) 一般指導監査の結果	.....	5
(3) 文書指摘の内訳	.....	6
4 特別指導監査の実施状況・結果	.....	6

**II 事例等**

1 指導監査(立入調査)の項目について	.....	7
2 主な指摘事項について	.....	8
(1) 児童福祉施設	.....	8
(2) 認可外保育施設	.....	10
3 優良・好事例について	.....	11

# I 指導監査

## 1 指導監査の概要

### (1) 指導監査の目的

保育所及び幼保連携型認定こども園等の指導監査は、児童福祉法や認定こども園法の規定に基づき、県条例で定める設備及び運営に関する基準を維持し、施設の適正な運営、安全・安心な環境の確保及び教育・保育の質の向上を図ることを目的に実施しています。

### (2) 指導監査等の対象

#### ア 児童福祉施設等

保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園  
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設  
社会福祉法人[生活こども部所管法人]

#### イ 認可外保育施設

### (3) 指導監査等の類型

#### ア 児童福祉施設等に対する指導監査

##### a 一般指導監査

施設に出向いて現地確認や聞き取り、書類の確認等を行うものです。  
実施頻度は1年に1回です(法人は3年に1回)。

##### b 特別指導監査

特定の事項を定め重点的又は改善が図られるまで継続的に行う指導監査で、特命により行うものです。

#### イ 認可外保育施設に対する立入調査

定期的に施設に出向いて現地確認や聞き取り、書類の確認等を行うものです。  
実施頻度は原則1年に1回です。

### (4) 指導監査等に基づく改善指導

指導監査等の結果については、軽微なものは口頭指摘とし、基準違反等の重要なものは文書指摘として通知を行い、改善状況の報告を求めています。

重大な基準違反が認められた場合や度重なる一般監査によっても改善の措置が認められない場合は、業務改善命令を行うことがあります。

### (5) 市町村との連携

指導監査等への同行や指摘事項の共有等により、市町村と指導の連携を図っています。

**(6) 指導監査等の情報公開**

群馬県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、指導監査等の結果通知及びこれに対応する改善報告について、個人情報を除き開示しています。

**(7) 令和 2 年度の指導監査実施方針**

前年度の指導監査結果の分析等を行い、「令和 2 年度児童福祉施設等指導監査実施方針」を策定し、より実効性のある指導監査を実施しました。

# 令和2年度児童福祉施設等指導監査実施方針

令和2年4月1日  
生活こども部私学・子育て支援課

## 1 基本方針

県は、「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」（以下、「計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度の5年間にかけて、子育ての希望実現に取り組むとともに、虐待防止などにより全ての子どもが等しく次世代に希望をつないでいけるよう全力で取り組んでいくとしている。

計画では、安全・安心な保育環境の確保や幼児教育・保育の質の向上を図るため、施設整備及び運営支援、人材確保及び資質向上等の具体的施策を展開するとしており、指導監査の実施も掲げられている。

これらを踏まえ、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等のうち保育所、幼保連携型認定こども園、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設について、法令や基準等に照らして適正に実施されているか確認の上、改善に向けた指導を行い、適正かつ円滑な施設運営を確保するため指導監査を実施する。

## 2 重点項目

### (1) 虐待防止対策

- ア 職員研修の実施
- イ 風通しの良い組織運営
- ウ チーム体制による支援及び職員間の情報共有

### (2) 事故防止対策

- ア 条例に定める人員及び面積基準の遵守
- イ 事故再発防止策の定着及びヒヤリハット事例の活用
- ウ 食物アレルギー児の誤食防止の体制整備
- エ 遊具・設備の定期点検及び安全な使用

### (3) 防災・防犯対策

- ア 防災対策の全職員による共通理解
- イ 防災・防犯訓練の定期的な実施
- ウ 非常時の保護者への連絡及び引渡方法の周知

### (4) 衛生管理・感染症対策

- ア 感染症予防及び拡大防止対策の共有・実践
- イ 食中毒予防策の徹底
- ウ 乳幼児のおむつ交換（使用済おむつ含む）や玩具の衛生管理

### 3 一般指導監査の実施状況・結果

#### (1) 一般指導監査の実施状況

##### 【児童福祉施設等】

事業種別	対象数 (※1)	実施状況 (※2)			施設等所管課
		実施数	実施率	前年度比	
保育所 (※3)	223	223	100%	+36	私学・子育て支援課 (一部、中核市)(※5)
幼保連携型認定こども園	105	105	100%	+11	
児童養護施設等	15	15	100%	+1	児童福祉・青少年課 (一部、中核市)(※5)
内 乳児院	3	3	100%	0	
母子生活支援施設	2	2	100%	+1	
児童養護施設	8	8	100%	0	
児童心理治療施設	1	1	100%	0	
児童自立支援施設	1	1	100%	0	
認可外保育施設 (※4)	111	46	41%	-7	私学・子育て支援課
計	454	389	86%	+41	

(※1) 対象数は、休止中の施設を除きます(保育所1、母子生活支援施設1)。

(※2) 実施数のうち、一部の施設については書面監査を行いました。

(※3) 保育所には、保育所型認定こども園(5施設)を含みます。

(※4) 認可外保育施設の実施数の内訳は次のとおりです。

夜間・一時預かり(6)、病児病後児(1)、事業所内・病院内(28)、その他一般認可外(11)

(※5) 中核市立保育所(前橋市16、高崎市21)、中核市立母子生活支援施設(高崎市1)を含みます。

##### 【社会福祉法人】

事業種別	対象数	実施状況			法人所管課
		実施数	実施率	前年度比	
保育所設置社会福祉法人	14	8	57%	+2	私学・子育て支援課
幼保連携型認定こども園設置社会福祉法人	9	0	0%	-1	
児童養護施設等設置社会福祉法人	1	0	0%	-1	児童福祉・青少年課
計	24	8	33%	0	

(注) 複数の事業種別を経営する法人は、主たる事業種別に計上しています。

## (2)一般指導監査の結果

### 【児童福祉施設等】(文書指摘件数)

項目	施設別	保育所・ 保育所型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	児童養護 施設等	認可外 保育施設	計	
							前年度比
人員基準・職員		11	1	-	1	13	(+6)
設備基準		10	3	-	-	13	(-8)
防災・防犯対策		-	3	1	2	6	(-2)
食事の提供		2	1	-	-	3	(-1)
保育(教育)・処遇		-	4	-	2	6	(+2)
運営基準		-	-	-	-	0	(-3)
預り金		-	-	-	-	0	(±0)
弾力運用		-	-	2	-	2	(-6)
計		23	12	3	5	43	(-12)
文書指摘施設数		22 施設	8 施設	3 施設	4 施設	37 施設	(-46)

### 【社会福祉法人】(文書指摘件数)

項目	法人別	保育所設置 社会福祉法人	幼保連携型 認定こども園 設置社会福祉 法人	児童養護 施設等設置 社会福祉法人	計	
						前年度比
法人運営		-	-	-	0	(-3)
事業		-	-	-	0	(±0)
管理(会計等)		1	-	-	1	(+1)
計		1	-	-	1	(-2)
文書指摘法人数		1	-	-	1	(-2)

### (3)文書指摘の内訳

#### 【児童福祉施設等】

類型	項目	指 摘 内 容	件数
保育所・ 保育所型 認定こども園	人員基準・職員	職員定数の一部に非常勤職員を充てる場合の配置要件を満たしていない	8
		保育に従事する職員を常時2人以上配置していない	2
		学級編制に必要な要件を満たしていない	1
	設備基準	乳児室・ほふく室等で定員超過している	10
	食事の提供	希望保育期間に給食を提供していない 延長保育のおやつ代を実費より多く徴収している	1 1
計			23
幼保連携 型認定こども園	人員基準・職員	保育に従事する職員を常時2人以上配置していない	1
	設備基準	乳児室・ほふく室等で定員超過している	3
	防災・防犯対策	避難訓練及び消火訓練の実施回数が県条例で定めた回数を満たしていない	2
		不審者対応マニュアルを整備していない	1
	食事の提供	食物アレルギーに係る生活管理指導表の提出を受けていない 等	1
	保育(教育)・ 処遇	保護者と密接な連絡関係を築いていない	1
職員の資質向上に繋がる研修の機会を設けていない		1	
苦情解決の第三者委員を設置していない 事故発生時や事故防止の対応マニュアルを整備していない		1 1	
計			12
児童養護 施設等	防災・防犯対策	避難訓練及び消火訓練の実施回数が県条例で定めた回数を満たしていない	1
	弾力運用	当期末支払資金残高が措置費収入の30%を上回っている	2
	計		
認可外 保育施設	人員基準・職員	調理及び調乳に携わる職員の検便を実施していない	2
	防災・防犯対策	避難放送の設備に不具合がある	1
		避難訓練及び消火訓練を実施していない	1
	保育(教育)・処遇	児童の健康診断の実施回数が基準を満たしていない	1
計			5
合計			43

#### 【社会福祉法人】

事業種別	項目	指 摘 内 容	件数
保育所設置 社会福祉法人	管理(会計等)	経理規定に基づかない随意契約を行っている	1
合計			1

## 4 特別指導監査の実施状況・結果

実施なし

## Ⅱ 事例等

### 1 指導監査(立入調査)の項目について

施設の適正な運営、安全・安心な環境の確保及び教育・保育の質の向上を図ることを目的に、児童福祉施設等の指導監査を実施しており、主に下記の項目について確認、指導を行います。

項目	主な内容
人員基準・職員	職員配置、資格要件、職員の健康状態の把握、職員研修の実施状況 等
設備基準	施設及び保育室等の面積、設備及び遊具等の維持管理 等
防災・防犯対策	消防用設備の点検状況、避難及び消火訓練の実施状況、非常災害対策、防犯対策 等
食事の提供	給食等の提供状況、衛生管理の状況、食物アレルギーのある児童への対応、給食委託等の状況 等
保育(教育)・処遇	保育(教育)の内容(指導計画等)、子どもの健康状態の把握、事故予防及び再発防止、感染症対策、自己評価及び第三者評価の実施状況 等
運営基準	園則、運営規程、利用者への情報提供 等
預り金	預り金の保管、管理(受払)、返還手続 等
弾力運用	委託費の弾力運用、措置費の弾力運用

## 2 主な指摘事項について

### (1) 児童福祉施設

保育所、幼保連携型認定こども園の指導監査で指摘した主な事項は次のとおりです。

項目：人員基準・職員

#### 事例 1 保育士(保育教諭)の配置数が不適切

保育士(保育教諭)を常時 2 人以上配置していない

保育所は「群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、「最低基準条例」とする)」第 47 条で、幼保連携型認定こども園は「群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、「幼保基準条例」とする)」第 6 条で、常時 2 人以上の保育士(保育教諭)を配置するよう定めています。

当事案は、朝・夕の延長保育時間等、利用児の少ない時間帯に多く見られました。当該時間帯は事故の発生率が高い傾向にあります。日中と変わらない保育の質を確保できるよう、基準に遵守した職員配置を行ってください。

項目：設置基準

#### 事例 2 乳児室、ほふく室の面積不足

乳児室、ほふく室で、面積あたりの定員を超えて児童を保育している

保育所は「最低基準条例」第 45 条で、幼保連携型認定こども園は「幼保基準条例」第 9 条で、児童 1 人あたりに必要な保育室の面積数を次のとおり定めています。

- ・ほふくしない満 2 歳未満児：1 人あたり 1.65 m<sup>2</sup>以上
- ・ほふくする満 2 歳未満児：1 人あたり 3.3 m<sup>2</sup>以上
- ・満 2 歳以上児：1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>以上

満 2 歳未満児は保育ニーズが高い一方で必要面積数が大きく、面積超過が常態化している施設も見受けられます。十分な面積が確保できないままの保育は事故のリスクが高まるほか、保育の質の低下も懸念されます。基準を遵守し、児童の安全確保に努めてください。

項目:防災・防犯対策

### 事例 3 避難及び消火訓練の実施回数が不適切

災害を想定した避難訓練と消火訓練を毎月 1 回以上実施していない

保育所は「最低基準条例」第 7 条で、幼保連携型認定こども園は「幼保基準条例」第 14 条で、毎月 1 回以上の避難訓練及び消火訓練の実施を求めています。避難訓練では火災・地震・風水害等、施設の立地条件に応じた様々な災害を想定し、児童の安全の確保を求めるとともに、マニュアルの作成やハザードマップの確認により、職員で共通認識を持つよう指導しています。

特に、火災はその他の災害に誘発されて発生する可能性もあるため、毎月 1 回以上の消火訓練の実施により、初期消火の手順や関係機関との連絡体制の確認を行ってください。

項目:食事の提供

### 事例 4 食物アレルギーによる除去対応等が不適切

生活管理指導表の管理や除去解除に係る手続き等が適切ではない

食物アレルギーによる除去対応が必要な児童については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019 年改訂版)」（厚生労働省）を遵守し、年に 1 回以上、医師が記入する「生活管理指導表」の提出を受け、当該指導表に基づいた対応を組織的に行うよう指導しています。また、摂取可能となった食材については、保護者から除去解除申請書を受領するよう求めています。

乳幼児期は食物アレルギーの有症率が高い一方、成長とともに治癒することが多いため、施設では常に最新の進捗状況を把握している必要があります。しかし、入所時に生活管理指導表を提出し、以降、更新がされていない事例や、保護者の意向のみで除去対応を行っている事例がありました。不適切な対応は重症化や誤食を招く可能性もあるため、ガイドラインを遵守し適切に対応してください。

項目:保育(教育)・処遇

### 事例 5 事故発生時の記録の未整備及び事故発生防止の徹底

事故発生後の再発防止策や、事故の未然防止対策について十分に検討していない

事故発生時には、その規模の大小に関わらず記録簿を作成し、再発防止策を検討するよう指導しています。

自治体及び県あてに報告義務のある重大事故(死亡事故や治療期間が 30 日を超える疾病及び負傷等)については記録簿を整備しているものの、重大事故未済の事故、怪我についてはその記録の備えがない事例や、事故発生後の再発防止策を十分に検討していない事例がありました。

群馬県内の児童福祉施設等では毎年多くの重大事故が発生しており、発生件数は近年ほぼ横ばいと減少していません。日々の保育の中で、幸いにも重大事故に至らなかった事故、怪我や、それらを誘発すると考えられるヒヤリハット等の情報を意識的に収集、分析し、重大事故の発生防止に努めてください。

## (2) 認可外保育施設

認可外保育施設の立入調査で指摘した主な事項は次のとおりです。

項目：人員基準・職員

### 事例 1 職員の健康管理が不適切

調理及び調乳が必要な児童を保育している場合でも、担当者の検便実施回数が適切ではない

「群馬県認可外保育施設指導監督基準(以下、「認可外基準」とする)」第 7(4)で、「調理及び調乳に携わる職員には、概ね月 1 回検便を実施すること」と定めています。

認可外保育施設の性質上、年間を通して調理及び調乳業務が必要な期間が少ない施設もありますが、食中毒防止及び施設の衛生環境の確保の観点から、該当する児童が利用している場合には確実に検便を実施し、施設及び職員の衛生環境を確保してください。

項目：防災・防犯対策

### 事例 2 避難及び消火訓練の実施回数が不適切

災害を想定した避難訓練と消火訓練を毎月 1 回以上実施していない

「認可外基準」第 3(2)で「非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する避難及び消火の定期的な訓練を実施すること」と定めています。ここで指す「定期的」とは、「児童福祉施設設備運営基準」第 6 条及び「家庭的保育事業等設備運営基準」第 7 条を参考に、少なくとも毎月 1 回の実施としています。

近年、自然災害が全国で頻発していることを鑑み、火災・地震に限らず、様々な災害が発生する想定での訓練を実施するよう指導しています。施設の立地条件や地域の特性を考慮した災害の想定や、避難経路の確認等、災害時に確実に避難できるような実質的な訓練を行ってください。

項目：保育(教育)・処遇

### 事例 3 児童の健康診断の実施回数が不適切

健康診断の未実施や実施回数不足により、専門的な見地から児童の健康状態を把握していない

「認可外基準」第 7(3)で「継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び 1 年に 2 回実施すること」と定めています。施設での健康診断実施が困難な場合は、保護者から健康診断書の写しや、自治体で実施した乳幼児健診の結果が記載された母子健康手帳の写しの提出を受けることで健康診断に代えることも可能としています。

医師による健康診断により、児童一人ひとりの健康状態を専門的な見地から把握できるほか、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見にもつながります。該当する児童の利用がある場合は、確実に健康診断を実施するとともに、健康状態の把握を行ってください。

### 3 優良・好事例について

児童福祉及び児童の安全の確保の観点から、特に優れた取組及び事例を紹介しますのでご参考ください。

項目:保育(教育)・処遇

#### 事例1 ヒヤリハット事例の収集・活用

ヒヤリハット事例をマッピングし、施設内の注意箇所を可視化した

重大事故防止対策のひとつである、ヒヤリハット事例の収集及び活用が優れている事例です。事例の収集は必要最低限の情報だけに絞り、発生箇所がマッピングされた施設マップを職員が毎日見る場所に掲示することで、注意か所の共有と危機意識の向上に役立てています。

他にも、「事例を大学ノートに箇条書きして共有する」「注意事項をまとめたチェックシートを確認する」等、事務の省力化を考慮した優れた取組もありました。また、事例収集の際には、主任保育士(主幹保育教諭)等、経験豊富な職員の経験則による注意事項や過去に発生した事故の反省等を参考としている施設もありました。

ヒヤリハット事例は事故や怪我の予兆であることも多く、早期発見や危機意識の共有が重要な一方で、事例収集が職員の心理的負担となっていること、日常業務の多忙さ、「当たり前」や「普通」といった認識等により見過ごされがちです。職員の負担感を減らしつつ、活発に事例収集できる体制整備を検討してください。

#### 事例2 障害等配慮が必要な児童の支援

特別配慮が必要な児童に応じた個別計画を作成し、関係機関と連携した支援を図った

障害児や、発達過程が気になる等特別な配慮が必要な児童について、個別計画の必要性を検討し、必要と判断した場合には、年齢を問わずに個別計画の作成を行っている事例です。この事例では、計画の期間を半年(前期、後期)に定め、①生活習慣 ②意思疎通 ③集団適応 の項目ごとに、児童の実態や達成目標、支援方法を検討する他、保護者との連携状況等を明確にしている点も優れています。

児童に応じた適切な支援には、発達過程や障害の状態の把握と、家庭や関係機関と連携が欠かせません。必要に応じて児童の支援方針を明確に定めることで、関係者間の共通認識や家庭との生活の連続性の確保、保育の質の確保に繋がります。

#### 事例3 保育サービスの提供の工夫

登園自粛中の児童に向けて、保育活動の動画配信やテレビ通話を行った

新型コロナウイルス感染拡大による登園自粛期間に、保育士(保育教諭)が動画配信を行ったり、テレビ通話により家庭保育中の児童の様子を確認した事例です。想定外の事態でも、保育の提供を模索し実践した優れた事例であり、時代にあった手段でサービスの提供に取り組んだ点も優れています。

特に、動画配信については、それまで動画編集未経験だった保育士(保育教諭)達で企画・撮影・編集・配信の全てを行いました。園での様子や子どもが好きな絵本・歌等が分かって良かった等、保護者から大変好評だったとのことで、自粛期間終了後も、夏期や年末年始等に各家庭で活用されたとのことです。